

マイナンバー制度

第6弾

個人番号カード受け取り方法について



個人番号カードの交付が1月から開始されています。今回は、個人番号カードの申請をされた方が交付を受けるまでをお知らせします。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 47 - 8015

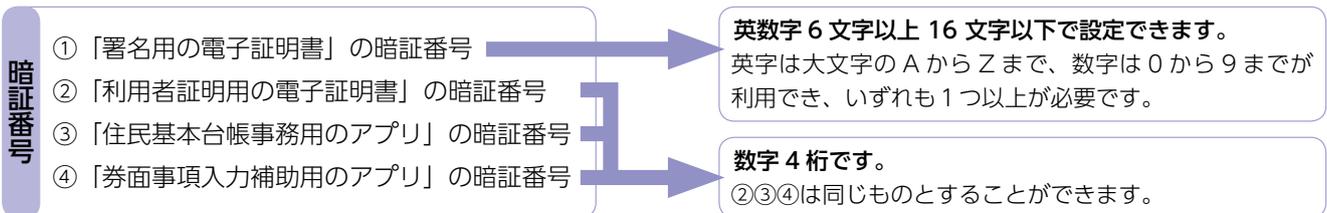
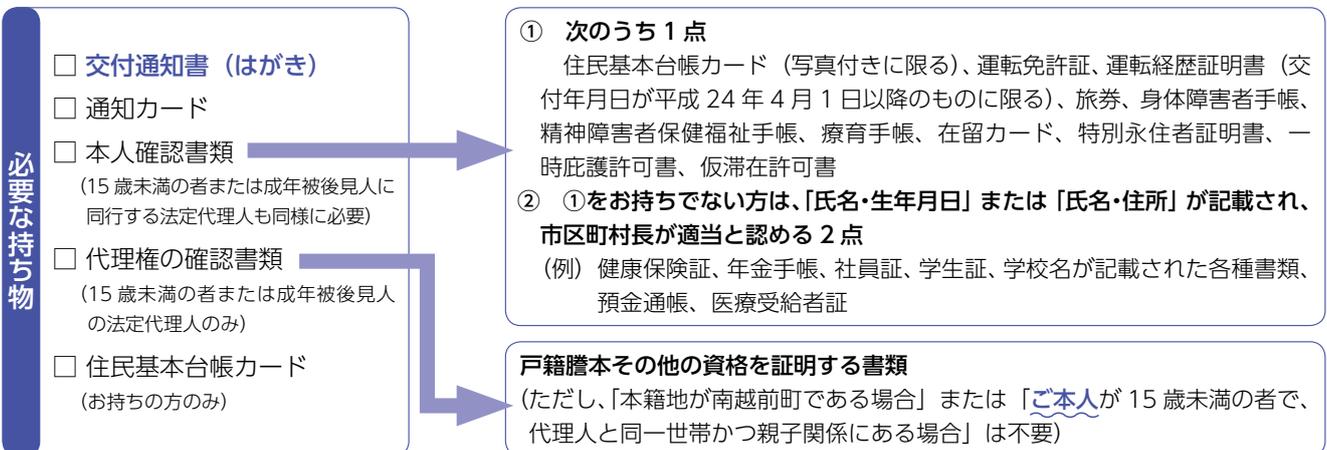
マイナンバーについて、詳しくは以下をご覧ください。
ホームページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー 検索

個人番号カード受け取りの手順

- ① 個人番号カードの申請をされた方には、交付通知書（はがき）が役場から届けられます。
- ② 必要な持ち物をお持ちになり、交付通知書（はがき）に記載された期限までに、記載された交付場所に**ご本人**がお越し下さい。
※ 15歳未満の者または成年被後見人には、その法定代理人が同行して下さい。
- ③ 交付窓口で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードが受け取れます。
※暗証番号はお越しになる前からあらかじめ考えておいてください。

マイナンバーを証明する等、大切なカードですので、その受け取りは、必要書類をはじめ厳格な手続となります。ご理解・ご協力のほど、お願いいたします。



※**代理人がお越しになる場合** ご本人が病気、身体の障害その他のやむを得ない理由により、交付場所にお越しになることが難しい場合に限り、代理人にカードの受け取りを委任できます。

